

## 豊中市航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付事務取扱要領

(補助金の交付対象団体と交付額)

第1条 豊中市航空機公害対策推進市民運動団体活動費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条の補助金の交付対象団体及び要綱第3条の補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象経費は、要綱第1条に定める目的を達成するために必要な活動費とし、その具体例については、別表2のとおりとする。

- 附則 この要領は、昭和50年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、昭和52年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、昭和53年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、昭和56年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、昭和57年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、昭和58年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、昭和59年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、昭和61年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、平成元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、平成4年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。
- 附則 この要領は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1

団 体 名	補 助 額
走井地区航空機被害対策委員会	300,000円
原田校区航空機公害対策連合会	300,000円
利倉公害対策連合会	300,000円
豊島北校区航空機公害対策連合会	300,000円
豊島校区航空機公害対策連合会	300,000円
野田地区航空機公害対策協議会	130,000円
豊南校区区自治会連合会航空機騒音対策部会	102,000円
高川公害対策委員会	76,000円
庄内校区航空機公害対策委員会	40,000円

別表 2

対象経費	内容
1. 要望活動費	国や自治体、関西エアポートなどに対する要望・陳情時に係る費用 ・交通費・宿泊費・バス借上料など
2. 調査費	航空機公害対策推進に関する調査研究、他空港の視察等にかかる費用 ・研究・研修会等にかかる費用(会場借上料・教材費等) ・他空港への視察旅費(交通費・宿泊費・バス借上料など) ・空港や航空機等に関するセミナーなどへの参加負担金、交通費など
3. 広報・広聴費	航空機公害対策にかかる地元等への広報活動にかかる費用 ・地元への報告会・広聴会等にかかる会場借上料 ・印刷物の作成費など
4. 共同利用施設運営費	共同利用施設の運営にかかる費用 ・管理人に対する手当、器具購入費(DVDプレイヤー、倉庫等)など
5. 事務費	航空機公害対策推進にかかる事務的経費 ・事務用品代、コピー代、通信運搬費など
6. その他	航空機公害対策に必要な経費で、上記のいずれにもあてはまらないもの